

岡崎市職員の兼業先企業等に係る入札等制限要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間企業等と本市の職員を兼業する者が存在する場合における、当該職員と関係のある企業等に係る競争入札等の制限について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 民間企業等

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等の、公的な機関に属さない営利を目的として経済活動を行う企業のことをいう。なお、本市の持株比率が50%以上の企業等については除く。

(2) 兼業職員

本要領における兼業職員は以下に定める者とする。

ア 民間企業等に在籍しながら、本市の職員として任用された職員で、本市が競争入札若しくは随意契約を実施するに際して必要となる仕様書の作成、当該事項の審査若しくは評価等の入札契約関連の事務を行う者又は本条第7号に規定する調達関係職員を指揮・監督する者。

イ 民間企業等を退職した後に本市の職員として任用され、かつ本市を退職後に本市に任用される前に雇用されていた民間企業等に再雇用されることが確約されている者で、本市が競争入札若しくは随意契約を実施するに際して必要となる仕様書の作成、当該事項の審査若しくは評価等の入札契約関連の事務を行う者又は本条第7号に規定する調達関係職員を指揮・監督する者。

ウ 総務部長が必要と認めた者。

(3) 親会社

会社法(平成17年7月26日法律第86号)第2条第4号に定める、株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(4) 子会社

会社法第2条第3号に定める、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(5) 兼業先企業

本要領における兼業先企業は以下に定める民間企業等とする。

ア 本条第2号アに定める者が在籍する民間企業等。

イ 本条第2号イに定める者が本市に任用される前に雇用されていた民間企業等。

ウ 総務部長が必要と認めた民間企業等。

(6) 調達制限企業

兼業先企業の親会社又は子会社のことをいう。

(7) 調達関係職員

本市が競争入札又は随意契約を実施するに際して必要となる仕様書の作成や当該事項の審査又は評価等の入札契約関連の事務を行う職員のことをいう。

(8) 決裁者

岡崎市決裁規定(昭和56年4月30日訓第9号)に定める、事務について最終的な意思決定を実施する職員のことをいう。なお、この要領において、兼業職員がその職位により、調達関係職員の行う入札契約事務に関する決裁権(代決等も含む)を有している場合は、決裁事務の実施の有無を問わず、すべて決裁者に該当するものとする。

(9) 少額随意契約

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号の規定による随意契約をいう。

(10) 特命随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第3号及び第5号から第9号までの規定による随意契約をいう。

(兼業職員の報告)

第3条 兼業職員を任用する課等は総務部契約課に兼業職員関連情報報告書を提出しなければならない。

(対象となる調達)

第4条 兼業職員を任用する課等がその者の兼業先企業又は調達制限企業を相手方として発注する競争入札等が、本要領の適用対象となるものとする。

2 この要領の対象となる競争入札等は、岡崎市が実施する一般競争入札、指名競争入札、少額随意契約又は特命随意契約とする。ただし、地方自治法以外の法令に基づいて実施する調達(公法上の調達)については、当該法令等の制限によるものとする。

(兼業職員の期間)

第5条 兼業職員は、本市の職員として任用された日から、民間企業等の退職等の理由により兼業の状態が解消される日までの間、本要領の適用対象となるものとする。

2 本要領により制限の対象となる入札等の実施期間中に兼業の状態が解消された場合は、前項の規定によらず、兼業の状態が解消された日から当該入札等の契約の締結日までの間、兼業職員とみなす。

(兼業職員に関する制限)

第6条 兼業職員は、次項から第6項までに掲げる制限を受けるものとする。

2 兼業職員は、次の各号の場合において、接触記録を作成しなければならない。

(1) 兼業職員が決裁者となる場合は、兼業先企業又は調達制限企業との接触記録を作成する。

(2) 兼業職員が決裁者とならない場合は、兼業先企業との接触記録を作成する。

3 前項に係る接触記録には、兼業先企業又は調達制限企業と接触した日時、接触した場所又は手段、及び接触内容の概要を示すものとする。なお、接触記録には、電子メールや電話等による物理的に非接触の状態当該関係者と情報等を交換した場合も含む。

4 兼業職員は、総務部契約課の求めに応じて、接触記録を速やかに提出しなければならない。

5 兼業職員は、兼業先企業又は調達制限企業が有利となる仕様書上の要求事項等を、調達関係職員に提示又は助言することはできない。ただし、兼業職員が決裁者とならない場合は、調達関係職員の申し出があった場合に限り、入札等の公平・公正性を確保できる一般的な内容(当該調達案件の分野における今後の展望等)について、助言できるものとする。

6 前項に係る助言を兼業職員に対して求める場合、調達関係職員は、当該入札等の参加条件や入札参加企業を類推させる情報(ハードウェア機器の製造型番等も含む)を秘匿しなければならない。

(調達制限企業等に対する制限)

第7条 兼業先企業又は調達制限企業は、次の各号に定めるところにより、一般競争入札、指名競争入札、又は特命随意契約において制限があるものとする。

(1) 兼業職員が決裁者である場合

ア 兼業先企業又は調達制限企業は、本市の契約の相手方(共同企業体等の代表構成企業も含む)になれない。

イ 兼業先企業又は調達制限企業は、コンソーシアムや共同企業体等の構成企業になれない。

ウ 兼業先企業又は調達制限企業は、本市の契約の相手方(共同企業体等の代表構成企業も含む)の下請又は再委託先になれない。

(2) 兼業職員が決裁者ではない場合

兼業先企業は、本市の契約の相手方(共同企業体等の代表構成企業も含む)になれない。ただし、次項の場合を除く。

- 2 岡崎市設計等業務に係るプロポーザル方式等実施要綱で定める、公募型プロポーザル又は指名型プロポーザル方式又は簡易型プロポーザル方式により特命随意契約の相手方を選定する場合は、兼業先企業を受託候補者として指名することができない。ただし、兼業職員が決裁者とならない場合で、かつ、受託候補者として指名できる事業者の数が技術的要因等により兼業先企業を含めなければ調達の競争性が低下する場合は、この限りではない。
- 3 兼業先企業と少額随意契約を締結することはできない。

(制限の解除)

第8条 前条の規定による兼業先企業又は調達制限企業に係る制限は、次の各号のすべてを満たす場合に限り、解除できるものとする。

- (1) 兼業先企業又は調達制限企業が、兼業職員との間で入札等に係る情報共有を行っていない旨の明示された誓約書を提出している。
- (2) 兼業先企業又は調達制限企業が、兼業職員との接触履歴報告書を提出している。
- 2 前項に係る誓約書及び接触履歴報告書の提出期限は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 一般競争入札の場合は、公告日以降、開札日の前日まで
 - (2) 指名競争入札の場合は、指名通知日以降、開札日の前日(岡崎市指名競争入札実施要綱で定める持参入札又は郵便入札の場合は、1回目の入札書の提出時)まで
 - (3) 特命随意契約又は少額随意契約の場合は、見積書提出依頼日以降、契約締結日まで
- 3 接触履歴報告書は、当該報告書の提出日までの兼業職員との接触履歴を報告するものとする。なお、兼業先企業又は調達制限企業は、当該報告書の提出日以降から入札等により契約の相手方が決定するまでの間、入札等の公正性・公平性を鑑み、兼業職員との接触を厳に慎まなければならない。
- 4 兼業職員が決裁者となる場合において、契約の締結後、当該契約の相手方の下請、又は再委託先として選定された兼業先企業又は調達制限企業は、速やかに誓約書及び接触履歴報告書を提出しなければならない。

(事後に民間企業等が兼業先企業又は調達制限企業に該当した場合の措置)

第9条 本市と契約を締結した民間企業等は、当該契約の期間中、合併その他の理由により第7条の制限に該当することが判明した場合は、速やかに、前条で規定する誓約書及び接触履歴報告書を提出しなければならない。

(契約の解除等)

- 第10条 民間企業等が、本市との契約締結等にあたり、第7条の制限に該当することを秘匿し、誓約書及び接触履歴報告書を提出しなかった場合は、次の各号に定めるところにより、対応する。
- (1) 当該契約の期間中に秘匿が判明した場合は、契約約款等に基づき、契約を解除する。
 - (2) 当該契約の締結前に秘匿が判明した場合は、契約を締結しない。
 - (3) 当該契約の終了後に秘匿が判明した場合は、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき対応する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年4月1日から施行する。